

奈良女子大学教職員組合大学分会 ニュースレター

城教授と松本教授が 奈良女子大学 (今岡学長)を提訴

2021年7月15日、奈良女子大学の教授が学長によるパワーハラスメントを理由に大学を提訴しました。組合大学分会ニュースレター創刊号(本年5月発行)で前代未聞の「学長による評議員指名拒否」問題を取り上げましたので、関連ニュースとしてお知らせします。なお、提訴は、城先生(原告)と松本先生(弁護人の共同依頼者)によるものですが、組合大学分会としては重大な関心を持ちつつ経緯を見守りたいと考えています。

(1) 学長個人ではなく、大学を提訴した理由は、訴状によると以下の通りです。

「被告(注:国立大学法人奈良女子大学)は、国家賠償法1条1項の「公共団体」に該当するところ(神戸地判平成27年6月12日)、評議員の指名権限は学長にあるから、学長による原告の評議員指名拒否は同条項の「公権力の行使」に該当し、その行使に当る学長は同条項の「公務員」に該当する。そして、学長の原告に対する上記パワーハラスメントは、学長がその職務を行うについて、故意によって違法に原告に損害を加えたものであるから、被告は原告が被った損害を賠償する責に任ずる。」

※国立大学法人の学長が職務として行った行為については学長個人を訴えることはできず、大学を訴えることとなります。しかし、実際の裁判では、学長の責任を問うとのことでした。

(2) 訴状によると、争点は以下のとおりです。

「4、学長によるパワーハラスメント

(1)(2)略

(3) 生活環境学部教授会議長の黒子生活環境学部長(当時)は、今岡学長に対し、原告の評議員指名拒否の理由を明らかにするよう求め、同年3月5日、生活環境学部教授会において、学長が作成した「評議員の選任についての私の立場」と題する文書(以下「学長文書」という。)が、黒子学部長によって読み上げられた。(中略)この発言(スライド)に対し、原告が評議員としてふさわしくないとして今岡学長が挙げた3つの理由の要旨は、以下のとおりである。

①学長選考会議にいかなる圧力も加えてはならない。激励であれ、抗議であれ、圧力を掛ける行為である。

②多数の読み手に議長に激励の手紙を出しましょうと呼びかけていることが、威力業務妨害罪に当たる可能性がある。

③「不透明な選考をすると何々新聞の何々記者にタレこむぞとか書いてはダメです」という文章は明らかに脅迫文である。

(4)しかし、これら3点はいずれも全く理由がない。

まず、①公明正大な選考をお願いする激励の手紙を議長に出すことは、学長選考会議に対する圧力を掛ける行為には当たらないし、②手紙を出しましょうと呼びかけたからといって、威力業務妨害罪が成立することはありません。そして、③「タレこむぞとか書いてはダメです」と述べるのがどうして脅迫となるのか、全く意味不明である。

今岡学長は、こうした到底理由たりえない理由を持ち出して、前例のない評議員指名拒否を強行した。しかも、教授会という公の場において、原告が犯罪行為をしかねない人間である旨、学部長を通して公言したのである。今岡学長によるこうした文書による発言及び評議員指名拒否は、原告の名誉を著しく侵害し、原告が評議員になる機会を理由なく奪うものであって、原告に対するパワーハラスメントに該当する。」

学長文書は法人文書であるにもかかわらず、原告が法人文書請求を行っても開示されていないことから、裁判での書証としての提出を求めているとのことでした。(訴状から)



記者会見での言葉から

○城教授
いま国立大学はめちゃくちゃになっている。この提訴を通じて国民のみなさまに関心をもっといただきたい。

○松本教授
国立大学法人法は学長による大学の独裁私物化を助長する悪法だ。一刻も早く同法の撤廃を求めたい。

生活環境学部評議員指名拒否問題については、組合大学分会ニュースレター創刊号をご覧ください(残部が少々ありますので、必要な方は組合専用メールまでご連絡ください。PDFでお送りすることもできます)。

▶ 提訴後の記者会見資料から(引用)

- ▶ 「(4)問題の所在——学長の独断的行為を抑制・批判する手段がない
- ▶ 1. 奈良女子大学の現状
- ▶ 全国で国立大学法人の学長・総長による独断専行やパワハラが問題となっています。奈良女子大学も例外ではありません。2022年4月の工学部新設は、学部教授会や教育研究評議会で反対意見が多かったにもかかわらず、強行されました。奈良教育大学との法人統合に至っては、教育研究評議会で議論すらなされていません。
- ▶ 2020年11～12月の学長選考では、現職学長によって任命ないしは指名されたメンバーから成る学長選考会議が、従来実施されてきた意向調査を廃止し、評議会で表決を採られていない法人統合と工学部設置の推進を宣誓することを立候補の要件としました。われわれ教職員が大学の方向性を議論する機会が失われたため、緊急フォーラム「奈良女子大学の未来を考える」(注:奈良女教職員フォーラム実行委員会主催、奈良女教職員組合共催)を開催し、透明かつ公正な学長選考が行われるよう求めたのです。しかし、学長選考会議における議論について十分な説明責任は果たされないうまま、現職学長が三選されました。
- ▶ 2. 真の解決を求めて
- ▶ 現在、城教授は、学内ハラスメント防止対策委員会に対して学長のパワハラ行為の調査を求めています。しかし、ハラスメント行為を認定し、処分する最高責任者が学長であるため、学内手続きでは学長のハラスメント行為を調査・解決することは非常に困難です。このため、提訴を通じて問題を公にすることにいたしました。
- ▶ 今般、国立大学法人法が改正され、監事や学長選考会議によるチェック機能の強化がはかられることになりました。しかし、監事も学長選考会議委員も学長が推薦権や指名権を保持する以上、学長による独断専行を阻む手段はありません。そこに国立大学法人法の根本的な欠陥があると考えます。
- ▶ 今岡学長は、城教授を公然と犯罪者呼ばわりするだけでなく、自身に批判的な教員を既得権に甘んじる「旧態依然」の者と誹謗しています。教職員とのコミュニケーションを自ら閉ざす学長との間に信頼関係は築けません。それは最大のステークホルダーである学生にも深刻な負の影響を及ぼします。一刻も早い問題解決を望みます。」



発行 2021年7月20日

編集・発行 奈良女子大学教職員組合大学分会ニュースレター編集委員会
奈良女子大学教職員組合にご関心がある方は、下記までご連絡ください。

専用メール kumiai.nwu@gmail.com

【お断り】本レターの引用文中の「注」はニュースレター編集委員会によります。